平成２１年（フ）第２０９１号
名古屋市北区上飯田南町３丁目50番地の１
ロイヤル上飯田504号
債務者　大塚　孝信
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７５９号
名古屋市中川区吉津３丁目1004番地　松下荘２棟508号
債務者　中村　智子（旧姓岡部）
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８１２号
愛知県東海市大田町上浜田61番地の４　宝マンション太田川110号
債務者　大﨑　邦雄
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８２３号
愛知県清須市新清洲２丁目２番地７　リエゾン清洲201
債務者　米屋　洋一
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８２４号
名古屋市西区市場木町269番地　ピアウエスト303号
債務者　内田　由紀
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３号
名古屋市南区元塩町２丁目２番地の23
債務者　小山　明美
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７号
名古屋市西区山木２丁目６番地　つばめ平田（営）第２独身寮307号室、住民票上の住所名古屋市西区山木２丁目６番地の１
債務者　**皿**元　　博
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８号
名古屋市中川区万場４丁目1001番地　ラビデンス万場205号
債務者　花木　純子
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５７２号
愛知県高浜市湯山町１丁目１番地３
債務者　工藤　千鶴
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６８５号
愛知県豊田市西中山町十七屋４番地145
債務者　黒木　智弘
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
愛知県豊田市曙町２丁目77番地　サンライズ須賀105号
債務者　松尾　貞雄
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
愛知県岡崎市矢作町字新田55番地52
債務者　高木　晴美
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
岡山県倉敷市西坂1374番地65
債務者　井上　祐介
１　決定年月日時　平成22年１月28日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
岡山県倉敷市鳥羽1066番地１
債務者　石田　敬子
１　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
岡山県倉敷市加須山829番地28
債務者　猪越　保夫
１　決定年月日時　平成22年１月28日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第３３１号
北海道稚内市朝日２丁目３番３号
破産者　林建設株式会社
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６０４号
北海道旭川市豊岡二条９丁目１番８号
破産者　有限会社北都創建
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０６号
千葉県佐倉市下志津908番地
破産者　ブルーワークス有限会社
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部